

## 島根県国民健康保険団体連合会保健事業備品貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国保保険者等が実施する保健事業の効果的な推進を図るため、島根県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が保有する保健事業備品（以下「備品」という。）の貸し出しについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸出備品)

第2条 連合会が貸し出す備品は、連合会事務局長が別に定めるものとする。

### (貸出対象)

第3条 県内国保保険者及び国保診療施設（以下「保険者等」という。）を対象とする。

### (貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として10日以内とする。ただし、連合会事務局長が特別な理由があると認めた場合は、貸出期間を延長することができる。

### (申請手続等)

第5条 貸し出しを希望する保険者等は、予め連合会に申し出（仮予約）を行った上で、原則として10営業日以内又は借用期間開始日の3営業日前のいずれか早い日までに保健事業備品借用申請書（様式第1号）を提出する。

なお、仮予約は、貸し出しを希望する月の6カ月前から行えるものとする。

2 連合会は、前項の規定により申請書が提出された場合は、速やかに内容を確認の上、適正と認められた申請保険者等に対し、保健事業備品貸出決定通知書（様式第2号）を送付する。

3 借用期間が重複する申請があった場合は、原則として、先に申請のあった保険者等に貸し出すものとする。

### (借用内容の変更)

第6条 貸出決定後の事情の変更により借用内容を変更する保険者等は、連合会に申し出を行った上で、書面により通知を行うこととする。

(備品の使用)

第7条 保険者等は、備品の使用にあたっては、定められた用法を遵守しなければならない。

2 備品の使用場所は、原則として、屋内に限るものとする。

(転貸の禁止)

第8条 保険者等は、連合会から借り受けた備品を転貸してはならない。

(損害賠償)

第9条 保険者等は、その責めに帰すべき理由により備品を亡失又は棄損した場合は、天災等やむを得ないと認められる場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、備品の貸し出しについて必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行し、従前の島根県国民健康保険団体連合会保健施設事業備品貸出要綱は廃止する。

附 則 (平成16年3月17日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月4日)

この要綱は、平成27年12月4日から施行する。

附 則 (令和8年4月9日)

この要綱は、令和8年4月9日から施行する。

様式第1号

年 月 日

島根県国民健康保険団体連合会  
事務局長 様

団体名  
代表者 住 所  
氏 名  
電話番号

### 保健事業備品借用申請書

次のとおり備品を借用したく、島根県国民健康保険団体連合会保健事業備品貸出要綱を遵守の上、申請します。

1 備品名及び数量	
2 借用目的	
3 借用期間	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで
4 使用日	年 月 日 ( )
5 使用場所	
6 借用・返却方法	来会 ・ 運送 ※運送希望の場合は、送付先(住所・施設名・受取人等)を記入 〒 -
7 取扱責任者	

様式第2号

年 月 日

所属  
代表者等 様

島根県国民健康保険団体連合会  
事務局長  
( 公 印 省 略 )

### 保健事業備品貸出決定通知書

年 月 日付けで申請のあった保健事業備品の貸し出しについて、  
下記のとおり決定したので通知します。

なお、備品の使用にあたっては、島根県国民健康保険団体連合会保健事業備品  
貸出要綱に定められた事項を遵守してください。

#### 記

1 保健事業備品貸出番号

—

2 貸出備品

備 品 名	数 量

3 貸出期間

年 月 日 ( ) から  
年 月 日 ( ) まで